

川崎市生活保護受給者健康診査等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2及び健康増進法施行規則（平成15年4月30日厚生労働省令第86号）第4条の2に基づく健康増進事業として実施する生活保護受給者健康診査（以下「健康診査」という。）及び保健指導について必要な事項を定め、糖尿病等の生活習慣病を予防することによって中長期的な医療費の伸びの適正化を図るとともに生活保護受給者の健康増進及び生活の質の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 健康診査の対象者は、40歳以上（年度内に当該年齢に達する者を含む。）の生活保護受給者等とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 妊産婦
- (2) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者
- (3) 国内に住所を有しない者
- (4) 船員保険の被保険者のうち相当な期間継続して船舶内にいる者
- (5) 病院又は診療所に6月以上継続して入院している者
- (6) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設（同号に規定する施設のうち、介護保険法第8条第11項に規定する特定施設については、老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームであって、高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録を受けたもの（介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第41条第1項本文の指定を受けていないものに限る。）を除く。）に入所又は入居している者
- (7) 保険者等が行う医療保険各法その他の法令に基づいた当該健康診査を受けることができる者

2 保健指導の対象者は、74歳以下である者が、健康診査を受けた結果、腹囲が85センチメートル以上である男性若しくは腹囲が90センチメートル以上である女性又は腹囲が85センチメートル未満である男性若しくは腹囲が90センチメートル未満である女性であってBMI（体格指数）が25以上の者のうち、次の各号のいずれかに該当する者（糖尿病、高血圧症又は脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者を除く。）とする。

- (1) 血糖検査の結果、ヘモグロビンA1cが5.6%（NGSP値）以上
- (2) 血中脂質検査の結果、空腹時中性脂肪150mg/dl以上（随時中性脂肪の場合は175mg/dl以上）、またはHDLコレステロール40mg/dl未満
- (3) 血圧測定の結果、収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上

(実施期間)

第3条 健康診査の実施は、原則として毎年度7月から翌年3月までとする。

2 保健指導の実施は、健康診査終了後の概ね3ヶ月間とし、初回面接は当該年度中に行うものとする。

(利用回数)

第4条 同一人につき年度内1回とする。

(診査機関等)

第5条 健康診査を実施する機関（以下「診査機関」という。）は、本市と契約を締結した病院・診療所とする。

2 保健指導を実施する機関は、本市と契約を締結した病院・診療所とする。

(受診券等)

第6条 市長は、健康診査対象者に対して健康診査受診券（以下「受診券」という。）を交付し、対象者は、受診券を診査機関に提出するものとする。

(検査項目及び実施方法)

第7条 健康診査の検査項目及び実施方法は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 別表1に定める基本的な健診項目及び追加健診項目は、すべての受診者に対して実施するものとする。

(2) 別表2に定める詳細な健診項目は、別表3に該当する者に対して、医師の判断に基づき選択的に実施するものとする。

2 保健指導の実施方法は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 医師、保健師又は管理栄養士等により初回面接による支援を実施し、3ヶ月以上経過後に面接にて実績評価を行う。ただし、対象者の都合等により実績評価時面接が不可能な場合は通信等を利用して実施するものとする。

(2) 特定健康診査実施日から1週間以内において初回面接の分割実施を可能とする。

(3) 初回面接を分割して実施した場合の初回面接2回目は、初回面接1回目の実施後、遅くとも3ヶ月以内に実施する。

(4) 初回面接を分割して実施した場合の実績評価は、行動計画の策定が完了する初回面接2回目から起算して3ヶ月以上経過後とする。(別表4)

(5) 初回面接は1人当たり20分以上の個別面接、又は1グループ（1グループは8名以下）当たりおおむね80分以上のグループ支援とする。ただし、初回面接を分割実施した場合、初回面接2回目の支援として、「1人当たり20分以上」の個別支援、「1グループ（おおむね8人以下）当たりおおむね80分」のグループ支援を行う必要はなく、対象者の健診結果や初回面接1回目の内容等に応じて実施する。

情報通信技術を活用した場合も同様とする。

(健康診査の結果通知)

第8条 健康診査を行った診査機関は、結果を本人に通知し、必要な情報提供を行うものとする。

(健康診査実施後のフォロー)

第9条 健康診査を行った診査機関は、結果説明後、本人に健診結果による階層化と保健指導の案内等を行うものとする。

(費用の負担等)

第10条 健康診査及び保健指導にかかる費用は、市長が負担するものとする。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

この要綱は、平成２０年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年８月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

１ この要綱は、平成３０年８月１日から施行する。

(経過措置)

２ この要綱の施行前に実施された健康診査の結果の基づく保健指導については、なお従前の例による。

３ 詳細な健診項目については、平成３０年度に限って、平成２９年度に実施した健康診査の結果に基づき従前の判断基準に該当した者も、これを実施することができる。

附 則

この要綱は、令和５年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年７月１日から施行する。

別表 1

基本的な 健診項目	診 察	問診
		身長、体重、腹囲
		B M I の測定
		血圧の測定
		理学的所見（身体診察）
	血中脂質検査	中性脂肪、H D L - コレステロール、L D L - コレステロール
	肝機能検査	A S T（G O T）、A L T（G P T）、 γ G T（ γ - G T P）
	血糖検査	ヘモグロビン A 1 c
	尿検査	尿糖、尿蛋白
追加健診 項目		血清クレアチニン、尿酸、尿潜血

別表 2 詳細な健診項目

貧血検査	ヘマトクリット値、血色素測定、赤血球数
心電図検査	1 2 誘導心電図
眼底検査	眼底検査（片側）

別表 3 詳細な健診項目の実施基準

詳細な健診項目	実施できる条件（判断基準）
貧血検査	貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者
心電図検査	当該年度の結果等において、次の基準に該当した者 ・心電図検査 ア 血圧 収縮期 140mmHg 以上又は拡張期 90mmHg 以上の者又は自覚症状及び他覚症状の有無の検査において不整脈が疑われる者
眼底検査	・眼底検査（イの項目の結果について確認できない場合においては、前年度の健康診査の結果等において、イの基準に該当した者） ア 血圧 収縮期 140mmHg 以上又は拡張期 90mmHg 以上 イ 血糖 空腹時血糖値が 126mg/dl 以上又はヘモグロビン A 1 c が 6.5%以上（N G S P 値）又は随時血糖値が 126 mg/dl 以上

別表 4 初回面接の分割実施

